

公益社団法人群馬県柔道整復師会館 事務所棟管理規程

- 第1条 本会館事務所棟は、公益社団法人群馬県柔道整復師会館事務所棟（略称 群整事務所棟）と称する。
- 第2条 本会館事務所棟は前橋市内に位置する。
- 第3条 本会館事務所棟は、公益社団法人群馬県柔道整復師会（以下「柔道整復師会」という）に所属し同会定款 第3条、第4条に基づき会運営に資することを目的とする。
- 第4条 本会館事務所棟は会館管理委員会が管理する。
- 第5条 管理委員は柔道整復師会理事会において理事の中から選出し委員長は委員の互選による。
- 第6条 管理委員の任期は柔道整復師会役員と同期間とする。
- 第7条 本会館事務所棟に次の職員を置くことができる。
館 長 1 名
職 員 若 干 名
- 第8条 本会館事務所棟職員の任免は管理委員会委員長が行い、職員の給与、服務、その他 必要な事項については柔道整復師会事務所職員の例による。
- 第9条 本事務所棟の維持運営に要する経費は補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第10条 本会館事務所棟の利用については、「公益社団法人群馬県柔道整復師会館 事務所棟会議室利用規則」に基づく。
- 第11条 本会館事務所棟の管理運営につき、本条文に明示なきものは必要に応じその都度管理委員会において協議決定する。
- 第12条 本会事務所棟1階にある県柔道整復師連盟が使用している一室を連盟と賃貸契約を締結する。年間使用料は600,000円とする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。

3. この規程は、令和2年4月1日から一部改正し施行する。